

現行ルールと新ルールとの比較

項目	現行ルール (ポイ捨て防止等に関する条例)	条例における規制の度合				
		努力義務	禁止行為	罰則	指導・勧告・立入調査	措置命令・代執行
歩きタバコ	内容 (喫煙者の責務) 何人も、道路、公園、河川その他の公共の場所において、歩行中(自転車乗車中を含む。)に喫煙をしないよう努めなければならない。	○	-	-	-	-
	根拠 世田谷区ポイ捨て防止等による条例第6条の2(喫煙者の責務)					
道路	内容 (禁止行為) 何人も、路上禁煙地区においては、道路上で喫煙をしてはならない。(現在11箇所)	-	△ 路上禁煙地区のみ	-	-	-
	根拠 世田谷区ポイ捨て防止等による条例第7条の2(禁止行為)					
公園・スポーツ施設	内容 (禁煙エリアの指定) ・公園広場等のうち、競技施設内、遊具・健康遊具の周辺、ジョギングコース周辺は禁煙 ・スポーツ施設は、競技エリア内は禁煙とするが、エリア外は分煙	-	※ 施設管理者による禁煙エリアの設定	-	-	-
	根拠 世田谷区における当面のたばこ対策について(H22.9)					
その他屋外の公共の場所	内容 (禁煙エリアの指定) 校庭や園庭など主として子どもの利用が前提の施設は禁煙	-	※ 施設管理者による禁煙エリアの設定	-	-	-
	根拠 世田谷区における当面のたばこ対策について(H22.9)					
沿道・民有地等	内容 なし	-	-	-	-	-
	根拠 定めていない					
ポイ捨て	内容 (区民等の責務) 屋外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等は、持ち帰り、又は適切な回収容器等に収納する。区民は、その居住する地域において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止その他のまちの環境美化の推進について連帯して意識の醸成を図るよう努めるとともに、清掃活動に努めなければならない。 (禁止行為) 何人も、みだりに公共の場所等に空き缶等及び吸い殻等を捨ててはならない (罰則) 推進地区内において、第7条第1項の規定に違反した者は、20,000円以下の罰金に処する。	○	○ 区内全域	△ 環境美化推進地区のみ	-	-
	根拠 世田谷区ポイ捨て防止等による条例第4条の(1)及び(2)-2、第7条の1、第18条					

※「施設管理者による禁煙エリアの設定」は、条例によらず施設管理者が定める

現行ルールからの変更箇所

項目	新ルール(素案)	条例における規制の度合				
		努力義務	禁止行為	罰則	指導・勧告・立入調査	措置命令・代執行
歩きタバコ	内容 (喫煙者の責務) 道路上、公園内は喫煙禁止。その他屋外の公共の場所及び沿道・民有地等でも、歩きタバコはしないよう努めなければならない。	○ 道路、公園以外の屋外の公共の場所及び沿道・民有地	※ 道路上、公園内は喫煙自体禁止	-	-	-
	根拠 既存条例への追加又は別条例新設					
道路	内容 (禁止行為) 何人も、道路上(指定喫煙場所を除く。以下同じ。)で喫煙をしてはならない。	-	○ 区内全域	-	-	-
	根拠 既存条例への追加又は別条例新設					
公園・スポーツ施設	内容 (禁止行為) 何人も、公園内(指定喫煙場所を除く。以下同じ。)で喫煙をしてはならない。	-	○ 区内全域	-	-	-
	根拠 既存条例への追加又は別条例新設					
その他屋外の公共の場所	内容 (禁煙エリアの指定) 校庭や園庭など主として子どもの利用が前提の施設は禁煙(区民等の責務) 何人も、道路及び公園以外の屋外において喫煙する場合は、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止に配慮しなければならない。	○	※ 施設管理者による禁煙エリアの設定	-	-	-
	根拠 既存条例への追加又は別条例新設					
沿道・民有地等	内容 (区民等の責務) 何人も、道路及び公園以外の屋外において喫煙する場合は、公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止に配慮しなければならない。 (事業者の責務) 公共の場所にいる区民等へのたばこの煙による迷惑防止を図るため、事業者は、その有する敷地内において、灰皿の撤去、移設、喫煙場所の確保等の環境整備に努めるものとする。	○	-	-	-	-
	根拠 既存条例への追加又は別条例新設					
ポイ捨て	内容 (区民等の責務) <現行のとおり> (禁止行為) <現行のとおり> (罰則) <現行のとおり>	○	○ 区内全域	△ 環境美化推進地区のみ	-	-
	根拠					

※「施設管理者による禁煙エリアの設定」は、条例によらず施設管理者が定める

